

国名	タイ						
<p>公的年金の体系</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 5px;">保険料財源</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">税財源</div>	<p>政府及び民間企業の被用者</p> <p>(被用者でない農民・自営業者などは任意拠出の貯蓄制度に参加することができる)</p>						
被保険者	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>(1)公務員 全額税負担の報酬比例年金を支給する1階部分と保険料に基づく貯蓄制度である2階部分に分かれている。</p> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>(2)民間被用者 保険料に基づく報酬比例年金を支給する1階部分と月額600～1,000バーツの無拠出年金。</p> </td> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>(3)その他 60歳以上の公務員年金受給者でない者であり公的な老人施設に入居していない者には、年齢に応じて月額600～1,000バーツが支給される。 政府補助付の任意拠出の上乗せ年金制度。</p> </td> </tr> </table>	<p>(1)公務員 全額税負担の報酬比例年金を支給する1階部分と保険料に基づく貯蓄制度である2階部分に分かれている。</p>	<p>(2)民間被用者 保険料に基づく報酬比例年金を支給する1階部分と月額600～1,000バーツの無拠出年金。</p>	<p>(3)その他 60歳以上の公務員年金受給者でない者であり公的な老人施設に入居していない者には、年齢に応じて月額600～1,000バーツが支給される。 政府補助付の任意拠出の上乗せ年金制度。</p>			
<p>(1)公務員 全額税負担の報酬比例年金を支給する1階部分と保険料に基づく貯蓄制度である2階部分に分かれている。</p>	<p>(2)民間被用者 保険料に基づく報酬比例年金を支給する1階部分と月額600～1,000バーツの無拠出年金。</p>	<p>(3)その他 60歳以上の公務員年金受給者でない者であり公的な老人施設に入居していない者には、年齢に応じて月額600～1,000バーツが支給される。 政府補助付の任意拠出の上乗せ年金制度。</p>					
保険料率（2013年）	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>(1) 公務員</p> </td> <td style="width: 66%; vertical-align: top;"> <p>1階部分：なし 2階部分：報酬に対して賦課 被保険者3%，事業主（政府）5%（制度改革による年金減少分の補填のための保険料率2%を含む）<sup>1</sup></p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>(2) 民間被用者</p> </td> <td style="width: 66%; vertical-align: top;"> <p>1,650～15,000バーツの月額報酬に対して賦課。 被保険者3%，事業主3% 任意の上乗せ保険料</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>(3) その他</p> </td> <td style="width: 66%; vertical-align: top;"> <p>拠出能力に応じて保険料を拠出し、個人口座に積み立てる。</p> </td> </tr> </table>	<p>(1) 公務員</p>	<p>1階部分：なし 2階部分：報酬に対して賦課 被保険者3%，事業主（政府）5%（制度改革による年金減少分の補填のための保険料率2%を含む）<sup>1</sup></p>	<p>(2) 民間被用者</p>	<p>1,650～15,000バーツの月額報酬に対して賦課。 被保険者3%，事業主3% 任意の上乗せ保険料</p>	<p>(3) その他</p>	<p>拠出能力に応じて保険料を拠出し、個人口座に積み立てる。</p>
<p>(1) 公務員</p>	<p>1階部分：なし 2階部分：報酬に対して賦課 被保険者3%，事業主（政府）5%（制度改革による年金減少分の補填のための保険料率2%を含む）<sup>1</sup></p>						
<p>(2) 民間被用者</p>	<p>1,650～15,000バーツの月額報酬に対して賦課。 被保険者3%，事業主3% 任意の上乗せ保険料</p>						
<p>(3) その他</p>	<p>拠出能力に応じて保険料を拠出し、個人口座に積み立てる。</p>						
支給開始年齢	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>(1) 公務員</p> </td> <td style="width: 66%; vertical-align: top;"> <p>勤続年齢25年以上の離職者・退職者：年齢に関係しない。 勤続年齢10年以上の離職者・退職者：50歳</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>(2) 民間被用者</p> </td> <td style="width: 66%; vertical-align: top;"> <p>55歳</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>(3) その他</p> </td> <td style="width: 66%; vertical-align: top;"> <p>60歳</p> </td> </tr> </table>	<p>(1) 公務員</p>	<p>勤続年齢25年以上の離職者・退職者：年齢に関係しない。 勤続年齢10年以上の離職者・退職者：50歳</p>	<p>(2) 民間被用者</p>	<p>55歳</p>	<p>(3) その他</p>	<p>60歳</p>
<p>(1) 公務員</p>	<p>勤続年齢25年以上の離職者・退職者：年齢に関係しない。 勤続年齢10年以上の離職者・退職者：50歳</p>						
<p>(2) 民間被用者</p>	<p>55歳</p>						
<p>(3) その他</p>	<p>60歳</p>						
基本給付額	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>(1) 公務員</p> </td> <td style="width: 66%; vertical-align: top;"> <p>1階部分：最終5年間の平均報酬月額に1年の勤続年数につき2%を乗じて算定（最大70%）。 2階部分：保険料に運用利息を加えた額を一時金として支給。</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>(2) 民間被用者</p> </td> <td style="width: 66%; vertical-align: top;"> <p>1階部分：最終5年間の平均報酬月額に、保険料納付年数15年で20%、その後の1年の保険料納付年数に1.5%を加えた率を乗じて算定。 これに月額600～1,000バーツの無拠出年金が加算される。</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 33%; vertical-align: top;"> <p>(3) その他</p> </td> <td style="width: 66%; vertical-align: top;"> <p>無拠出年金は、月額 600バーツ（60-69歳） 700バーツ（70-79歳） 800バーツ（80-89歳） 1,000バーツ（90歳以上） さらに、拠出した者には、上乗せ年金が支給される（貯蓄の年金化）。</p> </td> </tr> </table>	<p>(1) 公務員</p>	<p>1階部分：最終5年間の平均報酬月額に1年の勤続年数につき2%を乗じて算定（最大70%）。 2階部分：保険料に運用利息を加えた額を一時金として支給。</p>	<p>(2) 民間被用者</p>	<p>1階部分：最終5年間の平均報酬月額に、保険料納付年数15年で20%、その後の1年の保険料納付年数に1.5%を加えた率を乗じて算定。 これに月額600～1,000バーツの無拠出年金が加算される。</p>	<p>(3) その他</p>	<p>無拠出年金は、月額 600バーツ（60-69歳） 700バーツ（70-79歳） 800バーツ（80-89歳） 1,000バーツ（90歳以上） さらに、拠出した者には、上乗せ年金が支給される（貯蓄の年金化）。</p>
<p>(1) 公務員</p>	<p>1階部分：最終5年間の平均報酬月額に1年の勤続年数につき2%を乗じて算定（最大70%）。 2階部分：保険料に運用利息を加えた額を一時金として支給。</p>						
<p>(2) 民間被用者</p>	<p>1階部分：最終5年間の平均報酬月額に、保険料納付年数15年で20%、その後の1年の保険料納付年数に1.5%を加えた率を乗じて算定。 これに月額600～1,000バーツの無拠出年金が加算される。</p>						
<p>(3) その他</p>	<p>無拠出年金は、月額 600バーツ（60-69歳） 700バーツ（70-79歳） 800バーツ（80-89歳） 1,000バーツ（90歳以上） さらに、拠出した者には、上乗せ年金が支給される（貯蓄の年金化）。</p>						

給付の構造	(1) 公務員 (2) 民間被用者 (3) 60歳以上のその他の者	所得比例年金+貯蓄による一時金 所得比例年金+年齢による定額年金(600~1,000パーツ) 年齢による定額年金(600~1,000パーツ), 任意の貯蓄に基づく年金
所得再分配	あり(その他の者に対する定額年金部分)	
公的年金の財政方式	(1) 公務員 (2) 民間被用者 (3) 60歳以上のその他の者	1階部分:給付建の部分積立方式, 全額税負担 2階部分:拠出建の貯蓄, 完全積立方式 給付建の部分積立方式 全額国庫負担による賦課方式, 貯蓄を通じた積立方式
国庫負担	(1) 公務員 (2) 民間被用者 (3) 60歳以上のその他の者	1階部分:全額国庫負担 2階部分:政府の被用者としての保険料(給与の3%)および1997年制度改革による年金減少分相当保険料(給与の2%, 1997年以前に遡及あり)。 なし。政府負担の1%は児童手当分, 法律上は老齢年金・児童手当全体に対して一括して3%まで国庫負担が可能。 全額国庫負担(無拠出年金), 保険料の補助(上乗せ年金)
年金制度における最低保障	(1) 公務員 (2) 民間被用者 (3) 60歳以上のその他の者	なし 労働省令に最低保障額以上であると記述されているが, 最低保障額は決められていない。 年齢による無拠出定額年金(600~1,000パーツ), 600パーツ(貯蓄による年金)。
無年金者への措置	2009年10月の定額年金の導入により, 60歳以上の国民については, 原則無年金者は存在しないこととなった。	
公的年金と私的年金	任意設立可能の私的な上乗せ貯蓄制度が存在。	
国民への個人年金情報の提供	民間被用者に対する保険料・老齢年金以外の給付に関する照会は, SSO事務所およびコールセンターで受付。	

<sup>1</sup>被用者(公務員)は, 1-12%の範囲で任意の上乗せ保険料を支払うこともできる。

(山端 浩・国際労働事務局企業局グローバル労災計画上級政策顧問)